

令和5年8月 河北町農業委員会総会（第8回）

令和5年8月25日（金曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（10名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
			8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
			11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（2名）

7番 堀 和彦 委員 10番 逸見 三和子 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年8月25日（金曜日）午後1時57分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

皆様こんにちは。大変お忙しい所お集まりいただきましてありがとうございます。また、農地パトロールの方も始まっております。9月8日まで予定されておりますので、暑い中ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、只今から令和5年8月河北町農業委員会総会を開催いたします。始めに後藤会長よりご挨拶お願ひします。

○ 議長（会長）

皆さん暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は堀委員と逸見委員が欠席です。田んぼの方、水も無くて水管理出来ない所もあると聞いております。間もなく稲刈りあと1週間くらいで始まるじゃないかなと思っております。今日の新聞を見ても、1週間から10日くらいはえぬき、つや姫でも収穫が始まるようなことが書いてありましたので、まず暑い中ですけれども、管理も含めて刈り取りの準備、それから事故の無いように準備の方進めていただきたいなと思います。今日いろいろと農地に関する、総会の議案とは違うものも大分出てきておりますので、皆さんからご協力をいただいて解決していきたいと思ひますので、何分よろしくお願ひします。今日本当に暑い中ご苦勞様でございます。

○ 宇野事務局長

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思ひます。

○ 議長（会長）

それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。本来であれば6番木嶋委員、7番堀委員なんですけれども、7番堀委員欠席しておりますので、8番の安部委員、お願ひいたします。

○ 宇野事務局長

それでは日程第2の方お願ひいたします。

○ 議長（会長）

それでは早速議案に入りたいと思ひます。報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局説明お願ひします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号26番 所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、樹園地、

ほか7筆で計8, 893㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものの、●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなったため、妻の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号27番 所在地 大字溝延字千苧（センガリ）●●●●、田、3, 071㎡1筆です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたもの。前と一緒になんですけども、こちらの方は所有者が●●●●●さん外2名となっているものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、資料2ページをご覧ください。申請番号28番 所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか4筆で計7, 711㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号29番 所在地 大字岩木字岩木東（イワキヒガシ）●●●●、田、2, 927㎡1筆です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後は●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号30番 所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、畑、ほか2筆で計1, 572㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後は近所の方に耕作してもらうとのことですが、その方が高齢でもあるのであっせん希望とのことです。

以上5件よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから意見を聞く前に28番からちょっと確認したいことがあります。●●●●●さん、私の同級生なんですけども、相続した方。この人前は溝延に住んでたんですけども。今はこの住所に移ってて、ほとんど来てないと。●●●●さんが、耕作今までもしてこれからはしてもらうとのことなんだけども。耕作放棄地みたいな田んぼでもなってるもんですから。多分●●●●くんは分かってないんじゃないかな、と。本来であれば●●●●さんの娘さん、●●●●さんだったかな。この方が●●●●さんという方と結婚して、溝延に住んで親の面倒見てたから、その人が相続するのかな、と思ったら●●●●さんが相続したというので。ちょうど●●●●の一番下の4枚の所、豆植えてたと思うんですけども。上流の方●●●●さん、下流の方は●●●●で作って、向かいは●●●●くんと●●●●

くんで作ってて、真ん中の所が転作で出してるんだけども。ここ何年か植えれば植えっぱなし、田んぼも植えっぱなしみたいな感じで。これは相続だからいいんだけども、実情を教えていかないといけないのかな、って。あと黒木渕の畑にしても、耕作放棄地みたいで、去年ちらっと見て歩いて、ハウスの上まで蔓が上ってる。下はあちこち除草剤かけてるみたいけども。上の方まで蔓が上ってるような状況だから。果たしてこういった指導を農業委員会として、新しい所有者にお知らせしなくてもいいんだかな、って。どういうものですか、事務局的には。

○ 事務局（奥山）

この届出自体は相続なのでもう済んでいることなんですけども、農地の耕作の仕方は通常の農地と同じで指導はしていかなければならないと思います。

○ 議長（会長）

だと、●●●●さんはほとんど溝延に来てないから、まあ、そうやって図面を見て地番を見ればどこに田んぼがあるかわかるんだろうけども。自分の田んぼがどこにあるかすらわからないと思います。

○ 押野委員

さくらんぼ荒れてく一方ですね。あの2筆ね。ほとんど収穫もしてないような管理というか。

○ 議長（会長）

その辺はちょっとどうなのかな、と思うけれども。まず、皆さんから何かご意見なければこのまま進めさせてください。

それでは、報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページと4ページになります。報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号89番及び90番、所在地 大字岩木字岩木東（イワキヒガシ）●●●●、畑、129㎡ほか12筆で計13筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、受け人が耕作出来なくなったため戻すとのことで、今後は●●●●さんが耕作するとのことです。

以上2件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい。えー、80歳近いお父さんに息子さんが返すと言う、普通なら逆のような感じなんだけども。ここ基盤整備なったんだっけか、高橋委員。

○ 高橋委員

なってだね。

○ 議長（会長）

だと、こういう面積ではないわけだな。本換地なると。

○ 高橋委員

はい。今年の春に、息子さんから親父さんの●●●●さんに、名義を移すということで農業委員会からも話出たと思うんだけども。その時に漏れた分がこの地番なのか。よく確認しなかったけども。

○ 事務局（奥山）

そうだったかと思います。

○ 高橋委員

●●●●さんの場合は、役場まで正式に来てないかわかんないんだけども、破産寸前なのよ。前も言った通り田んぼも田植え終わったのが7月の8日だか10日で、その最後に植えた田んぼもヒエどころでなく草だらけよ。あの、稲が見えないくらい草だらけの所があって、結局手が回らずに田植え出来なかった所が2町歩程あると。そこはそのまま荒れ放題で、田植えした所もヒエだらけで、今年これで済むのか、と。これはこれですけども。その後の相談事も来ていないものかな、どうなのかと。まあ傍目から見てもう耕作は無理だろうと。コンバインなんかも外に春先からずっとぶん投げといてよ、何もかけないでそのまま。コンバイン新しく買える状態でもないのに、使えるようにしておくにはちゃんと小屋に入れないとだめなのよ。

○ 議長（会長）

あの、所有者が●●●●さんなんだか。

○ 事務局（奥山）

はい、そうですね。

○ 議長（会長）

あの、他の人っていないんだべ。これはあくまで●●●●さんの収入地。

- 事務局（奥山）
はい。
- 議長（会長）
だと、他の人に迷惑かけるってことはないわけだな。
- 布川委員
はい、会長。
- 議長（会長）
布川委員
- 布川委員
ちょっと聞きたいんだけども。●●●●さんはもう農業出来ないってことなんですか。
- 高橋委員
はい、入院してて、退院の見込みがないと。
- 布川委員
退院の見込みがないのか。
- 高橋委員
多分。
- 布川委員
それは、80歳の爺ちゃんさ任せるのも問題ありそうだね。
- 高橋委員
●●●●さんは名義上三男で、長男はちゃんと山形に家建てて就職してちゃんとしてるわけだ。その人が戻ってきて農業するかというと、たんともらってる給料投げて赤字経営の百姓なんかやれるわけないんだよね。だから息子はいても、やれる状況じゃないから無理なんですね。
- 布川委員
それはそうですね。
- 議長（会長）
まあこれも報告事項なので、高橋委員ちようど家も向かいでしょうから見守ってください

さい。

それでは次に進めさせてください。議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の5ページをご覧ください。議第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号58番、所有権の移転です。所在地 西里字高嶋（タカシマ）●●●●、畑、882㎡1筆です。渡し人は●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号59番、所有権の移転です。所在地 西里字両所（リョウショ）●●●●、ほか1筆で計1,622㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、生前贈与のためということです。

次に申請番号60番、所有権の移転です。所在地 大字田井字一間尻（イッケンジリ）●●●●、畑、490㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号61番、所有権の移転です。所在地 大字田井字下田畑（シモタバタ）●●●●、畑、244㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、農地を交換して道路に接続し耕作しやすくするためということです。

次に申請番号62番、所有権の移転です。所在地 大字田井字下田畑（シモタバタ）●●●●、畑、244㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、61番と同じく農地を交換して道路に接続し耕作しやすくするためということです。

次に資料6ページ、申請番号63番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、畑、ほか1筆で計1,019㎡です。渡し人は、●●●●さん及び●●●●さん外1名で、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、生前贈与のためということです。

以上6件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、これ現地調査報告をお願いします。

○ 安部委員

58番についてですが、場所はサンスポーツランドの隣の慶光寺山。上りきったところをちょっと下った場所になります。現地確認したところ、農具を置く小屋とさくらんぼ、中何も植えられていない状態のハウスがありました。きれいになっていたのですが、農地転用の申請とかがされてなかったようで、この後の協議会の中で、農地転用許可除外事項届を改めて申請あるようです。受け人の●●●●さんですが、県庁の職員でして、今現在も兼業で田んぼとさくらんぼやっております。今回借りる場所の隣がちょうど現在やっているさくらんぼと桃畑に隣接している所になっているので、その管理もきちんとされているので、借りる所もしっかりやってくれるのではないかと思います。以上です。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。59番お願いします。

○ 岡崎委員

59番ですが、先月次男と三男に生前贈与ということでありました。この度は長男にということで、生前贈与ということになるんですけども。両所の方が現地確認したところ、山ののり面のような土地だったんですけどもどうしていくのか、見守っていくしかないのかな、と思ってます。砂田の方は以前から田んぼあるんですけども、草買ってるようでしたし、車の出入りの跡も見えたので、まあ特に耕作している感じではないんですけども見守っていきたいと思います。

○ 議長（会長）

砂田の方は自己保全だね。

○ 岡崎委員

これ以前土盛した所でないかと。

○ 議長（会長）

はい。それでは、次田井の方お願いします。

○ 関委員

はい、60番ですけど、●●●●さんは去年あたりからこの畑を耕作してて、きれいに手入れなってる畑なので問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい。61番62番一緒ですか。

○ 押野委員

はい、4筆の畑が4つあって、斜めに所有者が違うんですけども、これを道路ついでる方に入れ替えたいということで、さくらんぼの雨よけハウス、野菜畑、梅の木を切って株残ってるんですが、管理してるんですがちょっと草伸びてる状況で、あと雑種地とありまして。ちゃんと管理なってるので問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい、63番。

○ 押野委員

63番不動産。生前贈与ということで、さくらんぼ、すもも、梅等の木が点在してる状況ですが、ちゃんと草刈管理なってます。ただ枝切った枝等が山積みされてましたけども。周りに迷惑かける状況ではないので問題ないんじゃないかと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんからご意見なりご質問なりありますか。はい、高橋委員。

○ 高橋委員

63番の●●●●が畑19㎡、これが2人持ちということですか。何か訳ありということでしょうか。

○ 事務局（奥山）

はい。まあ、分筆した後の状態のようです。

○ 押野委員

ちょうどここに入口の方に物置小屋があります。機械入れる物置小屋。

○ 高橋委員

こないささかの所、そういう時にはきれいにした方がいいんでないかな、と思うけども。

○ 押野委員

まあ、そうですね。

○ 議長（会長）

あと他に。無ければこのまま許可したいと思います。

次に、議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の7ページをご覧くださいと思います。議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、所在地 谷地ひな市（ヒナイチ）二丁目●●●●、畑、339㎡1筆で、申請者は、●●●●さんです。

申請者の父親が、家を建てた後、周囲を農地として残していたものの、庭木を植えて宅地状態にしてしまっていたということです。この度相続された娘さんが確認したところ、申請地が農地で、許可を受けていなかったことがわかり、顛末書を添付して追認許可を受けようとするものです。

資料の12ページに案内図、13ページに字切図がありますが、隣の●●●●が自宅になります。資料の14ページに土地利用計画図、15ページに顛末書がありますのでご覧ください。今後も庭として利用する予定です。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われま

す。以上1件よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、これ前●●●●さんという人だったよね。親だろうけども。この●●●●さんという方は横浜だけども。ここに住む訳ではないんだな。

○ 事務局（奥山）

はい。今回転用許可いただいて、宅地になったら、売却を考えているということです。

○ 議長（会長）

はい。これ現地調査の報告をお願いします。

○ 奥山（ち）委員

午前中に行ってまいりました。ちょうど申請されてる本人もいらして、いろいろお話を聞いてまいりました。前のおつぼ、きれいにしておりました。やっぱり売るにあたってはきれいにしないと売れないというので、今回の申請になったんだと思います。特に問題なかったかと思ひます。

○ 議長（会長）

はい、これは、今までの例によると、始末書書いて、現況追認というような恰好ですか。相続したって人はそういう状況わからないでしょうし。皆さんから何か無ければ、追認したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

—————賛同の声あり—————

はい、このまま許可したいと思います。

ここ、●●●●さんいた時は西側の方畑作ってたと思うんだけど。

○ 事務局（奥山）

はい、斜線の所は家を囲むように畑で残してたみたいです。出来なくなって庭木を植えたようです。

○ 議長（会長）

はい、それでは次に進めさせてください。議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

○ 事務局（奥山）

資料8ページをご覧ください。議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号13番、所有権の移転です。所在地 河北町谷地荒町東（アラマチヒガシ）二丁目●●●●、畑、309㎡1筆で、渡し人は●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

申請事由につきまして、受け人の●●●●さんは、現在アパートを借りていますが、子育て環境の良い当該地を購入して、住宅を新築する計画です。

資料の16ページに案内図があります。17ページが字切図ですが、道路と宅地に囲まれた所です。

次の18ページが土地利用の計画図となっております。19ページから21ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われま

以上1件よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、これも現地調査の報告をお願いします。

○ 木嶋委員

はい、今日の午前中行ってまいりました。地図にありますように、ひなの湯の北側、周りが住宅地で問題なかったかと思ひます。

○ 議長（会長）

はい、皆さんからご質問ご意見無ければ、このまま進めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

—————賛同の声あり—————

許可いたしたいと思います。

それでは次に議第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の9ページをお開きください。議第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料10ページが総括表ですが、所有権移転が1件です。

資料11ページをご覧ください。申請番号329番、所在地 谷地字東（ヒガン）

●●●●、田、ほか1筆で計2,921㎡です。渡し人が、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は10a当300,000円で、総額876,300円です。

以上1件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい。これは●●●●さんに関しては別段問題無いですね。では、このように進めさせていただきたいと思います。

はい、これで総会の方は終了いたします。

午後2時34分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
